

参考

公民較差率の推移（平成11年～平成15年）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
公民較差率	0.25	0.13	0.07	2.04	1.06

平成15年の較差率は、「平成15年度における知事等の給与の特例に関する条例」による減額がなかったとした場合のもの

期末・勤勉手当支給月数の推移（平成11年～平成15年勧告）【一般職】

(単位:月)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
期 末 手 当	3.75	3.60	3.55	3.25	3.00
6月	1.45	1.45	1.45	1.55	1.55
12月	1.75	1.60	1.55	1.70	1.45
3月	0.55	0.55	0.55	-	-
勤 勉 手 当	1.20	1.15	1.15	1.40	1.40
6月	0.60	0.60	0.60	0.70	0.70
12月	0.60	0.55	0.55	0.70	0.70
計	4.95	4.75	4.70	4.65	4.40
6月	2.05	2.05	2.05	2.25	2.25
12月	2.35	2.15	2.10	2.40	2.15
3月	0.55	0.55	0.55	-	-

支給月数は、すべて勧告後のもの

近畿各府県のラスパイレス指数の推移（平成11年～平成14年）

ラスパイレス指数とは...

地方公共団体の職員給与の水準比較を行うため、職員を職種別・経験年数別・学歴別に層分けし、各層毎に算出した平均給与額を基に、比較対象となる団体の職員数により加重平均を行い算出した指数のこと。

一般的には、国家公務員のうち基幹職である行政職俸給表(一)の適用を受ける職員と各団体においてほぼ同様の職務を行っている行政職給料表の適用を受ける職員とで比較を行っている。

この方法により算出した数値が「100」に近似するほど国家公務員の給与水準と均衡していることとなり、逆に「100」を上回るとその分国家公務員の給与水準を上回っていることとなる。

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
滋 賀 県	102.2	102.1	102.0	102.1
京 都 府	102.2	101.5	100.3	100.3
大 阪 府	104.3	101.6	99.6	99.5
兵 庫 県	103.8	103.2	102.7	101.4
奈 良 県	102.8	102.2	102.2	102.7
和 歌 山 県	103.6	102.9	102.4	102.3